

企画提案指示書

1 委託する業務名

道産ワイン気候変動対策研究・普及啓発事業費委託業務

2 業務の目的

気候変動の影響により、道内でのぶどう栽培適地や栽培可能な品種は今後も拡大していくことが想定される一方、これまでなかった病害虫への対応、品質が変化したぶどうによる適切な醸造方法、新たな品種の栽培適性の評価などが必要となっており、これら様々な課題への対応策について、大学・研究機関等の知見を活用しながら、調査、研究、開発し、その成果を道内ワイナリー・ヴィンヤードへ普及することで、北海道を持続可能なワイン産地として発展させていくことを目的とする。

3 業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 気候変動の影響により北海道のワイン産業が抱える課題を解決するための方法に関する研究

道内ワイナリー・ヴィンヤードが現在抱えている課題や、今後見込まれる課題をあげた上で、当該課題を科学的根拠に基づき解決するための方法を、必要な調査、研究等を行うこと。

なお、解決を目指す課題については、醸造用ぶどうの栽培に関する課題及びワインの醸造に関する課題の、いずれも含むものとする。

ただし、同一内容で、既に他の公的機関や財団等から、助成金、補助金、委託費等を受けている研究、または、受ける予定のある研究については対象外とする。

(2) 研究成果の普及啓発

上記(1)で行った研究等の成果を道内のワイナリー・ヴィンヤード・研究者等に対し、セミナーを実施する等、以下の内容で普及啓発すること。

ア 開催場所、回数

オンライン又は会場におけるセミナー等を1回以上

イ 参加対象

道内のワイナリー・ヴィンヤード・研究者等

ウ 参加人数

60名程度（上記イの参加対象の人数）

(3) 報告書の作成

上記(1)、(2)の実施結果について、報告書を作成すること。

(4) 成果物の提出

ア 納入成果物及び納入形態

報告書（紙媒体（A4版）：15部、電子媒体（CD-R又はDVD-R）：1式）

イ 納入期限 令和7年(2025年)3月31日（月）

4 委託期間

契約締結日より令和7年(2025年)3月31日（月）まで

5 予算上限額

20,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意のうえ企画提案書を作成すること。

(1) 業務遂行能力全般

- ア 業務を実施するために必要かつ十分な体制となっているか。
- イ 業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールになっているか。
- ウ 北海道におけるぶどう栽培・ワイン醸造等の状況に精通しているなど、当該業務に携わるための十分な知識を有しているか。

(2) 企画提案内容

- ア 道内のワイン産業が抱える課題、見込まれる課題が正確に捉えられているか。
- イ 上記アの課題に対する調査、研究等の内容が適切か。
- ウ 上記イの調査、研究等により見込まれる成果は、効果的なものとなっているか。
- エ 上記ウの研究成果等を道内ワイナリー・ヴィンヤードに対し普及啓発する方法が適切か。
- オ その他道内ワイン産業の課題解決のための研究、普及啓発等に必要な取組について、内容が事業の趣旨に合致しており、方法や手順が合理的なものであるか。

(3) 実績

過去に同様の事業を実施したことがあるか。

(4) 道施策との適合性

- ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。
- イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。
- ウ 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。

7 参加資格の要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 法人若しくは法人以外の団体（以下、法人等という。）又は複数の法人等で構成する連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 北海道内に校舎を有する大学若しくは北海道内に研究所を有する研究機関（以下、「道内大学等」という。）または道内大学等が構成員として含まれるコンソーシアムであること。
- (3) 法人等及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等でないこと。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
- カ 次に掲げる税の滞納又は未納がある者でないこと。
 (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 (ウ) 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が、法人等又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- (3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
 ア コンソーシアムを構成する法人等間に明確な契約が存在すること。
 イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

8 知的財産の取扱い

下記の知的財産権については、日本の産業技術力の強化、持続的な発展を目的としている「産業技術力強化法」の趣旨を踏まえ、委託契約書に基づき必要な確認書を提出することで、受託者に権利が全て帰属することとする。

コンソーシアムを構成する場合には、コンソーシアム構成機関に権利が帰属することとし、特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ構成機関の間で取り決めを行うこと。

- ・ 特許権、特許を受ける権利（特許法）
- ・ 実用新案権、実用新案登録を受ける権利（実用新案法）
- ・ 意匠権、意匠登録を受ける権利
- ・ 著作権（著作権法）
- ・ 回路配置利用権（半導体集積回路の回路配置に関する法律）
- ・ 育成者権、品種登録を受ける権利（種苗法）
- ・ コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律）

ただし、受託者は、北海道が、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を許諾しなければならないこととする。

9 対象経費

事業の実施に直接必要となる経費であり、次の表の左欄に掲げる経費を除き、対象とする。ただし、同表の右欄に掲げる経費については、対象とすることができる。

費目	対象外となる経費の例	例外的に対象とすることができる経費
交際費	贈答品、懇親会の経費等	—

食糧費	食事代、会議用飲料、試飲用ワインの購入費等	—
工事請負費	土地の造成、建物の建築・増改築費等	—
備品購入費	契約期間終了後、事業目的以外のその他の用途で使用する事が可能な備品（机、棚、パソコン等）	研究成果への寄与が見込まれる研究機器等の購入費
その他	その他、事業の実施に直接関係があると認められない経費	—

10 再委託の禁止

- (1) 次のような場合は、再委託を認めない。
- ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合
 - イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合
 - ウ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合
- (2) 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、受託者は、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を提出するものとする。なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者は変更の届出を提出するものとする。
- ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき。
 - イ 再委託することに合理的な理由があるとき。
 - ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。
- (3) 再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容（業務内容、必要性、契約金額予定、再委託先への管理・指導体制、再委託先の履行実績、組織体制等）を記載すること。

11 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望するものは、参加表明書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書、添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）
- (2) 様式 別添様式による。
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出期限 令和6年(2024年)4月12日（金）17時（必着）
- (5) 提出場所 〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎9階）
北海道経済部食関連産業局食産業振興課 ブランド推進係
- (6) 提出方法 持参または郵送（簡易書留または書留）による。
持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の9時から17時までとする。

12 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書は別添様式による。付属資料は、A4サイズとし、任意様式とする。
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも9部
※1部は、提案者名を記載したもの。残りの8部は、提案者名を記載しないもの。
※企画提案書の文中に、提案者名を記載しないこと。
- (4) 提出期限 令和6年(2024年)4月15日(月)17時(必着)
- (5) 提出場所 8の(5)のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送(簡易書留または書留)による。
持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の9時から17時までとする。

13 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用しない。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
 - ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
 - オ 全ての提出書類は返却しない。
 - カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (4) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先
〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎9階)
北海道経済部食関連産業局食産業振興課 ブランド推進係
電話 011-204-5138(内線26-829)
ファクシミリ 011-232-8860